

出会いのきっかけ作りイベント業務委託仕様書

1 目的

本業務は、少子化の原因となる未婚化・晩婚化に歯止めをかけるため、結婚に繋がる出会いのきっかけとなる幅広い交流の場を創出し、出会いの希望の実現を図ることを目的とする。

2 委託期間 契約締結の日から令和9年2月26日まで

3 事業概要

結婚の希望を実現できるよう、結婚に繋がる出会いの場を創出し、婚姻数の増加に繋げる事業

4 業務内容

(1) イベント事業の企画、募集、実施運営

【提案を求めるイベントの前提条件】

- ①幅広い交流を促すものであること。
- ②新たな交流が生まれるものであること。
- ③協同で取り組むことができるものであること。

- ・契約期間内に新たな出会いのきっかけとなるイベントを2回以上開催すること。
- ・参加者は、1回につき、10人から30人程度とする。
- ・「婚活」ではなく「友活」（友達づくり）をイメージしたイベントとすること。
- ・イベントは自然な出会いのきっかけ作りを目的とし、参加者同士をマッチングさせることが目的ではないことに留意すること。
- ・出会いのきっかけとなるよう工夫し、参加者同士が十分に交流でき、共同作業やレクリエーション等のプログラムを組み込むこと。
- ・本市が持つ資源を活用し、地域の魅力や文化・産業等を体感しながら、共通の興味・関心等をもつ男女の交流を図る企画とすること。なお、屋外でのイベントの場合は、雨天時における対応も想定したプログラムとすること。
- ・イベント終了後は、交流が生まれたか、交流に繋がるものであったかなど、今後の事業検討材料となるアンケートを実施し、配布・回収・集計・分析を行うこと。
- ・イベント保険に加入するなど、本業務に関わる事故や不測の事態等に備えること。
- ・参加者に対し、特定の団体の宣伝、加入、勧誘等を行わないこと。
- ・参加者が定員に満たない場合は、参加者の確保に努めること。やむを得ず中止となった場合の委託料については、双方協議によるものとする。
- ・イベントにおいて飲食物を提供する場合は、参加費を徴収すること。ただし、1人当た

り2,000円程度を上限とし、徴収した参加費は全額市に納入するものとする。

(2) セミナー・研修の企画、運営

開催に係る広報、セミナー等参加者の募集、テーマ内容の設定、講師との調整など、セミナー等の開催に係るすべての業務。

- ・契約期間内に、趣味趣向による新たな交流への参加や異性との交際等に向けた基本的なマナーや身だしなみ、コミュニケーション力向上等、参加者の魅力を引き出し、好感度向上を図ることができるものを2回程度開催する。
- ・「婚活」に特化したものではなく、参加者の自己向上となり、新たな交流への積極的な参加に繋がる内容とすること。
- ・多様な生き方があることに十分配慮し、参加者に対し特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることのないよう細心の注意を図ること。
- ・セミナー等終了後は、自己向上に繋がったか、満足度、要望など、今後の事業検討材料となるアンケートを実施し、配布・回収・集計・分析を行うこと。
- ・セミナー参加費は原則無料とすること。
- ・市所有の公共施設を利用する場合は、原則として施設使用料等は免除とする。

(3) 共通事項

- ・20代～30代の未婚者をメインターゲットとし、特に女性が集まる内容とすること。ただし、これら以外の者の参加を妨げるものではない。
- ・ターゲットへの周知を徹底するため、行政広報等の既存媒体以外で独自の効果的な募集手法を提案すること。
- ・十分な申込期間の確保および申込から受付までを円滑に行うための募集運用案を提案すること。なお、参加者情報については、市が要求したときは速やかに提供すること。
- ・参加者に提供する飲食物、体験などに係る経費は、対象経費とする。ただし、酒類や金券、物品は対象としない。

5 報告書の作成

- ・資料の作成依頼があった場合、随時対応すること。
- ・イベントやセミナー等の開催ごとに報告書の提出をすること。
- ・記録写真の撮影を行い、データ納品すること。
- ・事業完了後、実績報告書を提出すること。
- ・アンケートの調査報告をすること。

6 検査

- (1) 受注者は、本業務を完了したときは、速やかに発注者に報告するものとし、完了検査を受けるものとする。

- (2) 受注者は、自らの責めに帰すべき理由による成果物の不良個所等を発見した場合は、速やかに訂正、補足その他の措置をとるものとする。

7 再委託

本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面又はデータにて提出し、発注者の承諾を得なければならない。

再委託を行う場合、必ず再委託先の事業者と個別に契約を交わし、業務に関して事故等が発生した場合の責任の分担を予め取り決めておくこと。また、受託者は、再委託先の事業者に対し、受託者と同様の責務を順守させなければならない。

8 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

9 その他留意事項

- (1) 受注者が再委託をする場合や機材調達をする場合は、原則として市内事業者への発注に努めるものとする。
- (2) 受注者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。
- (4) 受注者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する会計年度の終了後5年間これを保存しておかななければならない。
- (5) この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）などの改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。但し、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。
- (6) 本業務による成果品等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）や所有権等は、佐渡市に帰属するものとする。また、受託者は佐渡市の許可なく、成果品を他に利用、公表、貸与等をしてはならない。
- (7) 本事業の実施にかかるすべての作業等について、安全確保に万全の体制を整えること。